

小学校から大学までの知財創造教育構築

木 村 友 久*

抄 録 内閣府が設置した知財創造教育推進コンソーシアムなど、各種の施策により知財創造教育の普及をはかる機運が高まっている。しかしながら、小学校から大学までの教育現場では知財創造教育を実施する様々な制約もあり、全ての子供たちへ普遍的に教育を実施する段階には到達していない。ここでは、延岡高校、都城高専、山口大学、帝京大学の各段階の教育機関で、専任教員として知財創造教育に従事した筆者の現場感覚で実践例をありのまま紹介した。初等中等教育機関では学習指導要領に基づいた知財創造教育の進め方を、高等教育機関では知財教育部門を創ることで知財創造教育の体系的カリキュラムを実現した事例と、大規模大学で一教員が少しずつ科目を整備する事例を紹介している。

目 次

1. はじめに
2. 国の知財教育への取り組み
3. 学校教育における知財教育の現状と課題
 3. 1 初等中等教育
 3. 2 教員免許関連科目等
 3. 3 高等教育
 3. 4 高等教育の具体例（山口大学）
 3. 5 高等教育の具体例（帝京大学）
4. おわりに

1. はじめに

価値デザイン社会の到来を見据えて、小学校から大学まで体系化された知財創造教育を社会全体で実現すべき時期が来ている。内閣府が策定し閣議決定を受けて公表される知的財産推進計画には、従前から直近の2020¹⁾に至るまで、知的財産に関する大学院、学部、学科の設置、知財創造教育・知財教育とその基盤整備に向けた国の方針が示されている。例えば2020では、具体的な施策の方向性として、「創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校等において、発達の段階に応じた知的財

産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。」「将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、カリキュラムへの導入等に向けた検討を行う。」など、国の行政部局が行うことを定めている（13～14頁）。しかしながら、学校現場への本格導入は未だ途上であるといえる。本稿では、筆者が山口大学と帝京大学で実施、あるいはセミナー等で関わった、小学校から大学までの知財創造教育を実践事例として紹介する。

2. 国の知財教育への取り組み

各省庁では、2000年頃から知財教育に関する予算措置を含む事業を多く行うようになった。山口大学でも、「初等中等教育段階における知的財産教育の実践研究（平成18年度特許庁）」「大学における研究者用特許情報データベース活用モデルの構築と検証（平成18年度特許庁）」「大学研究におけるパテントマップを用いた特許情

* 帝京大学共通教育センター センター長 教授
Tomohisa KIMURA

報の活用についての研究（平成19年度特許庁）「教職を目指す学生への実践型知財教育の展開（平成19～21年度）文科省現代的教育ニーズ取組支援プログラム」「知財本部整備事業（知財教育部門の提案も含んでいる）」等の数々の事業で知財センターの整備を、そして特徴的な知財教育部門の構築を進めた。また、内閣府が知財創造教育推進コンソーシアムを設置（2017年3月）して、初等中等教育機関の知財創造教育の推進を図っている。筆者は、同コンソーシアム検討委員会委員長として関わることができたため、検討内容と同じ手法で大学における知財創造教育科目の構築を行うことができた。次章以降の実践例は、これらの国の施策を受けた成果から生まれたものが大半である。

3. 学校教育における知財教育の現状と課題

小学校から大学までの知財創造教育普及には、大学における知財創造教育への取り組みの進展が大きく影響する。初等中等教育機関の教員は、大学教育を受けて入職する者が大部分であり、教育学部での知財創造教育の進め方を教える授業科目の設定、教員免許状更新講習における同内容の講義があれば、初等中等教育機関における知財創造教育事例の増加に資することになる。この部分の、大学での対応例を3. 2で紹介する。また、現状のコロナ禍への対応で初等中等の教育現場で新たな取り組みが困難になっており、現場の教員が指導案を参考に着手しやすいように事例をまとめたテキストとその使い方も3. 1で説明する。次に、知財創造教育の指導方法に特化した取り組み以前の話として、大学生全員に対する社会人基礎力としての知財創造教育を行った例を3. 3から3. 5で順に紹介する。

3. 1 初等中等教育

初等中等教育機関の知財創造教育は、総合的な学習（探求）の時間、あるいは外部講師を招いた学校独自セミナーを中心に実施されてきた。学校外では、発明推進協会（旧発明協会）が、従来から各地の少年少女発明クラブの取り組みを支援している。初等中等教育機関内で知的財産自体を単独で扱う科目はなく、知財創造教育を広めるにはその意義や実際の指導手法について、初等中等教育機関が担う本来業務との整合性を担保する合理的な説明をする必要がある。

幸いなことに、平成29年3月（小中学校）、平成30年3月（高等学校）の文部科学省告示による学習指導要領改訂は、初等中等教育機関で教育を受ける子どもたちが活躍するであろう2030年以降の社会変化を見据えて「未来において子どもたちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示す²⁾」ことを実現する内容となっている。変化する社会に対応して、新たな価値を提案し実行する人材育成を標榜する改訂でもあり、学習指導要領に基づいた教育と知財創造教育の間で一定の親和性があると考えられる。今回の改訂では、児童生徒の育成を目指す資質・能力として「学びに向かう力・人間性の涵養」「生きて働く知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」の三本柱が掲げられおり、いずれの要素も、工夫次第で初等中等教育機関の主要業務である学習指導要領を反映した教科科目の内容で知的財産をテーマに深い学びに導く指導が可能であることを示している。

例えば、高等学校で共通する教科として設定された「情報Ⅰ」の内容に、「2. 内容（1）情報社会の問題解決 情報と情報技術を活用した

問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。～省略～ ア. (ア)情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を見・解決する方法を身に付けること。(イ) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。(ウ) 情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解すること。イ. 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。～省略～ (イ) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。」と記述されており、著作権法や情報法についてもより直接的に授業で説明することができる。それ以外の多くの教科・科目では、本来の授業内容に知的財産を直接・間接的にリンクさせる方法で、知財創造教育を実施することができる。小学校国語の授業で作文を書かせる局面では、さりげなく創作行為の価値に気づかせたり、創作行為への尊重を誘導することができる。中学校英語の授業では、英文翻訳の際に原文と翻訳後の文章との関係を簡単に考えさせる発問をするなど、いろいろな工夫が考えられる。その場合、児童生徒の発達・学習段階を考慮して、必ずしも法律名や権利名まで教えることは必須ではない。それぞれの指導の中で創造性をはぐくむ「手段」として、知財の要素を取り入れる、あるいは深い学びに誘導する指導が成立するのであればあえて専門用語を使用しなくてもよい。

これら、現時点で実施されている知財創造教育事例を集約したテキストが「未来を創る授業ガイド～新しいモノ・コトを楽しく創る知財創造教育(A4版287頁)」である。このテキストは、内閣府知的財産戦略推進事務局の発案により、

平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究として実施された取り組みの副産物である。調査研究の名称は「小中高等学校において知財創造教育を実施できる人材の養成に必要なテキストに関する調査研究(委員長木村友久)」。調査の趣旨と目的は、「知財創造教育推進コンソーシアム(内閣府)」が実施した知財創造教育の体系化や資料整備、あるいは特許庁が実施した知財教育に関する教材整備を踏まえて、教育現場の教職員が知財創造教育の内容、必要性、指導方法を理解できるテキストを作成すること。併せて、教員免許状更新講習や教職課程等の講義での利用に供することである。テキスト本体のpdfファイルは無償でweb配信されており、報告書等も取得できるため指導の参考として取得をお願いしたい³⁾。

テキストは、第1章から第6章に分かれている。

「第1章 はじめに」は、A. このテキストの使い方、B. 知財創造教育とは、C. なぜ今、知財創造教育なのか、D. 学習指導要領との関係について、E. 知財創造教育の推進体制について、F. これまでの成果①(知財創造教育の体系化)について、G. これまでの成果②(教材等の収集・提供)についてとして、知財創造教育の概念とこれまでの経緯を説明した。

「第2章 小学校編」では、小学校における知財創造教育のあり方、第1学年 算数「どんなけいさんになるのかな」、第2学年 生活「作ってためして～おもちゃ大会をひらこう～」、第3学年 国語／総合的な学習の時間「絵文字はかせになろう」、第3学年 国語「物語の気に入ったところを台詞にしよう『モチモチの木』」、第3学年 理科「じしゃくのふしぎ～発明家の足あとをたどる～」、第4学年 社会／総合的な学習の時間「伝とう文化を生かす～上野のまちのよさを伝えよう～」、第4学年 国語「物語の続きのお話をつくろう『プラタナスの木』」、第5学年 社会「自動車をつくる工業」、第6学年

社会「人々の願いを実現する政治」、第6学年 図工「未来博物館―“未来粘土”から生まれた新生物」、第6学年 道徳「誠実に生きる」、第6学年 道徳「新しいものを求めて まんがに命を〜手塚治虫〜」「権利と義務〜虹色ランナー」、第3〜6学年 社会「「発明楽」〜「発明楽」を通して知的財産について知ろう〜」、小学校編のまとめとして、13の指導案とともに小学校における知財創造教育の考え方を説明した。

「第3章 中学校編」では、中学校における知財創造教育のあり方、第1学年 国語「登場人物のインタビュー記事をまとめよう〜視点を明確にして、人物の心情を読み深める〜」、第1学年 技術・家庭「アイデアを積み上げる木製品の製作」、第1学年 技術・家庭「きみもアントレプレナーになろう」、第1学年 技術・家庭「地域の食材と食文化」、第2学年 道徳「規範意識C 遵法精神 公德心〜闇の中の炎〜」、第2学年 技術・家庭「身近な製品の特許を調べよう」、第2学年 技術・家庭「附属中ロボットコンテストを開催しよう〜ベストアイデアコンテスト編〜」、第2学年 技術・家庭「耐震・免震・制震から考える構造「A 材料と加工に関する技術」」、第2学年 技術・家庭「お菓子のオリジナルパッケージをつくってみよう」、第2学年 総合的な学習の時間「6次産業体験学習『もち米プロジェクト』」、第3学年 公民「私たちの暮らしと経済」、第3学年 技術・家庭「身近な製品の再発明」、第3学年 音楽「音楽を通して、知的財産権を知ろう」、中学校編のまとめとして、13の指導案とともに中学校における知財創造教育の考え方を説明した。

「第4章 高等学校編」では、高等学校における知財創造教育のあり方、第1学年 国語総合「高等学校国語科授業を通じた知財創造教育の授業案」、第1学年 数学A「数学的活動を通して自ら考える力を育成する授業案」、第1学年 情報の科学「第4編 情報社会と情報モラル 第

4章 情報社会における法と個人の責任」、第1学年 英語「バイオミメティクス」、第1学年 音楽I「みんなで取り組む初めての創作〜ご当地ソングをつくる〜」、第1学年 工業技術基礎「高いタワーを創ろう」、第2学年 英語「Pictograms-Useful Signs on Streets」、第2学年 物理基礎「第三章 発展 光波」、第2学年 古典「物語・人物の心情を描写する『書き換え』学習」、第3学年 政治経済「現代社会の政治や経済の諸課題」、第3学年 地球環境化学「地球温暖化による気象、環境の変化」、第3学年 電気基礎「QR コードがひらく社会」、高等学校編のまとめとして、12の指導案とともに高等学校における知財創造教育の考え方を説明した。

「第5章 学校段階共通編」では、小中高等学校の全学年「落ちてくる卵を守る。」を、「第6章 番外編」では、知財学習のためのサンプル教材を紹介した。

詳細はテキスト本体で確認していただきたい。山口県萩市立福栄小中学校の「6次産業体験学習『もち米プロジェクト』」のように、小学生が生産した餅米を中学生がブランディングして販売まで担当する取り組みを、カリキュラムマネジメントにより複数の教科（総合的な学習の時間、美術、特別活動）等をつないで実施した指導も行われている。なお、これらの指導例は、収集時期の関係から基本的には平成29年3月（小中学校）と平成30年3月（高等学校）の学習指導要領改訂以前の事例紹介である。

今後は、改訂後の学習指導要領そして新たな検定教科書の記述に合わせた教材での指導案制作とそれによる実践が必要と考える。

3. 2 教員免許関連科目等

初等中等教育機関における知財創造教育の実践事例を増やすためには、現職教員および将来教育現場を担う教職課程を受講する大学生を対象に、「知財の知識」と「知財創造教育の方法」

を伝えることが効果的である。山口大学では、図1のように2016年度から（現職）教員免許状更新講習の選択科目二科目の提供を開始し、2017年度から教育学部専門科目「教育現場における知財入門（選択科目1単位）」を開講している。これらの、知財創造教育の方法を伝える講座は大学としての取り組みであり、本来は「3.4 高等教育の具体例（山口大学）」で説明すべきであるが、初等中等教育機関の知財創造教育普及を支える機能面に着目し本節で詳述する。



図1 教育関係者対象講義

(1) 教員免許状更新講習（2016年度から開講）

初等中等教育機関の現職教員を主な対象とする教員免許状更新講習の選択科目として、知財創造教育領域の下記二系統を開講している（各6時間）。いずれも、履修認定対象職種として、小・中・高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭の受講を想定した内容である。

最初の講習科目名は、「教育現場における実践的著作権対応」、講習内容は「IT活用の学習

活動の進展、課題解決型学習の一般化、子どもたちの日常生活へのIT技術の浸透により、教育を担当する者も著作権法に代表される知的財産法の基礎知識と一定の実務処理能力を獲得する必要に迫られている。ここでは、講習の冒頭で著作権法の基礎知識と著作権法35条の内容を確認するとともに、授業時、教材作成時、授業映像の利用、研究会開催時、生徒指導の各場面において演習形式で実践的な著作権処理を検討する。」と設定した。

教育現場では、①授業実施時の著作権処理、②指導過程で児童生徒が創作した著作物の権利対応に伴う教育的観点からの整理、③児童生徒がSNS等で発信する際のリスク対応として子供たちと社会が接する部分の指導という、異なる象限で教育指導の営みに合わせた教員の臨機応変な行動が求められている。この点、原則として適正な権利処理のみを目的とする一般的な法律実務とは大きく異なるものである。

例えば、小学校3年図画工作の授業で校内風景の写生大会を実施して、参加児童全員の作品を教室内に掲示する場合を考える。一人の児童が、自分の思うような作品ができなかったので掲示したくないと主張したときに、教員はどのような対応をしたらよいだろうか。当該児童の性格や日常の行動そして発達段階などの個別状況も勘案しながら、学習指導要領の中での扱いや著作権法の知識を組み合わせた複数の判断基準を組み合わせて最適解を導くことになる。学習指導要領（小学校学習指導要領平成29年3月文部科学省告示⁴¹⁾）は、図画工作科の第3学年及び第4学年の目標を、(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。(2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発

想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。(3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うと記述している(130頁⁴⁾)。同じく、表現の活動を通した指導内容として、「絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること(131頁⁴⁾)」を身につける指導が示されている。このことから、小学校3年生の絵画創作行為を含む指導では、担当教員が指導上の権限に基づく統制(授業のコントロール)を行うことを前提としながらも、子供の創作行為による人格的主張を適切に受け止めることが「つくりだす喜び」「形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度」形成につながるものと考えられる。

著作権法の観点から整理すると、児童が創作した絵画は創作性要件を充足すれば著作物であり、創作者である児童は著作者人格権と財産権としての著作権(狭義)を原始的に取得する。いうまでもなく、公表権、氏名表示権、同一性保持権として機能する著作者人格権は一身専属権である。なお、検討を単純化すべく、ここでは児童とその保護者間の行為能力の整理は除外する。教員が、創作性要件に基づく著作物性の判断をする場合、著作権法2条の定義規定解釈で、画像・文章その他、著作物の種類による著作物性判定レベルの微妙な実務処理の違いも理解しておくことが望ましい。基本的には、画像系創作物は著作物性判定時の創作性要件が緩やかであるから、児童が描いた絵は著作物性要件を充足することを前提に検討する。この事例は、著作者である児童が自己作品の教室内掲示を逡

巡しているものであり、法的には公表権そして展示権により掲示回避を試みているように見える。当該児童が意図的に著作権法を理解した権利主張を行っているわけではないが、法的処理のみで考えると特に公表権に基づく掲示(公表)拒否の意思表示は尊重すべきである⁵⁾。もちろん、指導教員がこのことのみを根拠に、当初から掲示しない判断をすることは教育上考えにくい。教員は、学習指導要領で示された当該科目の目標を達成すべく、法的な論点整理との間で一定の整合性をとりながらその児童の個性に合わせた指導をすることになる。例えば、その作品が客観的にそれなりの水準を保っており、その児童が物事に対して最初は消極的な行動をとることが多い場合、教員が作品はととてもよくできていることを伝えて(勇気づけて)他の児童と同じタイミングで教室に掲示するように指導するプランがある。一方で、作品の水準が高くてもその児童の自我が年齢以上にしっかりと形成されているのであれば、当該単元終了時以降も作品に手を加えることを認めて自身で納得したときに掲示させるプランもある。この他にも、作品自体と児童の特性に合わせた指導プランがあるだろう。このように、教員は学習指導要領に示された内容や著作権法の基本を押さえつつ、児童の発達・学習段階に合わせて最適解を模索するのであり、著作権法の講習は著作権法の概要を扱うだけでなく教育現場で日常的に行われるかかる事例解決に至るための実践的な構成とすべきである。

二つ目の講習科目名は、「子どもの創造性を促す知財創造教育教材作成⁶⁾」、講習内容は「学習指導要領に知財創造教育の要素が規定され、教育現場における一定の対応が求められている。一方で、知財創造教育概念が普遍化していないため、現時点では創造性涵養の観点から知財創造教育を実施できる教員養成を実質化する段階と考えられる。ここでは、ワークショップ

形式も取り入れて、知財創造教育用指導案と教材を作成する。」と設定した。初等中等教育機関は、文部科学省告示である学習指導要領に沿って教育活動を行う組織であり、知財創造教育を実施する場合であっても学習指導要領と整合性を保って指導することが必要である。「総合的学習（探求）の時間」のように、扱う内容が比較的自由な授業もあるが、原則は、初等中等教育機関の各教員が担当する教科科目の中で、学習指導要領に沿って知財創造教育を実施することになる。従って、そのような指導を可能とするミニマムな知財基礎知識獲得と、受講者自身の担当科目における指導案および若干の教材作成のスキル獲得を到達目標とした。基本教材は、3. 1で紹介した「未来を創る授業ガイド」であり、その他の教材もあわせて木村研究室HP経由で取得可能としている。

6時間の講習で前半3時間（午前）を知的財産の全体概要説明に充て、この部分は山口大学学部初年次必修知財創造教育科目⁷⁾のダイジェスト版講義である。後半3時間（午後）が、未来を創る授業ガイドから学校種別ごとに抽出した代表例の解説、受講者別の指導案作成、指導案用の課題教材作成演習となっている。最後に、数人の受講生が作成した授業内容を披露し、その後午前部の扱った内容も含めた最終試験（6時間の講習後）をするスケジュールである。受講者は現職教員であり、初めて知財の基礎知識を学んだ後の演習として極めて短時間で作成した指導案は、担当科目の学習指導要領本来の目標を達成しつつ上手に知財創造教育要素を組み込んでいる事例が大半であった。

2019年度に実施した講習で、受講者から氏名表示を含めあらかじめ利用許諾を取っていた指導案から（図2・図3）一つ紹介する。

高等学校「日本史B」2年生対象の授業を想定している（奥本泰河氏作成）。当該指導案の単元名は、「原始時代（旧石器～縄文～弥生）」、

単元の目標は、①原始日本の暮らし・環境を理解する、②暮らしの変化の背景の一つにモノ・コトの発明があることを理解する、と設定されている。

本指導案作成時点に対応する高等学校学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示）の記述は次のとおりである。

「【日本史B】1. 目標 我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に考察させ、我が国の伝統と文化の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う。2. 内容（1）原始・古代の日本と東アジア ア. 歴史と資料～省略～ イ. 日本文化の黎明（れい）明と古代国家の形成 旧石器文化、縄文文化及び弥生（やよい）文化の時代を経て、我が国において国家が形成され～省略～ 3. 内容の取扱い（1）内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。～省略～ エ. 文化に関する指導に当たっては、各時代の文化とそれを生み出した時代的背景との関連、外来の文化などとの接触や交流による文化の変容や発展の過程などに着目させ、我が国の伝統と文化の特色とそれを形成した様々な要因を総合的に考察させるようにすること。衣食住や風習・信仰などの生活文化についても、時代の特色や地域社会の様子などに関連付け、民俗学や考古学などの成果の活用を図りながら扱うようにすること。」この指導案は、主に縄文から弥生期の社会変化について、気候変動、主たる生産物の推移、それに伴う技術の変化と権力構造の変化などを資料に基づいて生徒に考えさせる内容となっており、日本史Bの学習指導要領に沿ったものである。ここに、上手に発明やアイデアの意義を組み合わせることで生徒の知的財産に対する認識を高めるとともに、学習指導要領に示された科目本来の目標に向けた深い思考を導

対象学年: 高等学校2年 教科・科目: 日本史B

【単元名】 原始時代(旧石器～弥生)

【使用教材】 教科書、資料集、ワークシート、土器・石器の模型

【単元の目標】 ①原始日本の暮らし・環境を理解する。

②暮らしの変化の背景の一つにモノ・コトの発明があることを理解する。

【単元の評価規準】 ※【単元観】省略 【指導観】省略 【生徒観】省略

関心・意欲・態度	思考・判断・表現	技能	知識・理解
暮らしとモノ・コトを関連付けてとらえようとしている。	モノ・コトが発明された背景を考え、自分の言葉で説明できる。	写真から史料の特徴をとらえ、抽出することができる。	原始日本についての基本的な自然環境や道具について理解する。

【指導計画】

時	指導内容等
1	旧石器時代と縄文時代
2	縄文時代の暮らし モノ・コトの発明が暮らしを変える
3	弥生時代の暮らし 財産と争いとクニ どんな発明があればよいのか(ヒッタイト人の事例) →モノ・コトの発明(アイデア)はマネされてしまう。 もし、「敵」にマネされてしまったら、自分たちの「アイデア」を守らなければならない。
4	包丁の謎(どうして今と違うのか)

【本時の活動(2/4時)】

(ア) 本時の目標

- ① 【知識・技能】 縄文土器が創られた背景とその目的を理解する。
- ② 【主体的に学習に取り組む態度】 省略
- ③ 【主体的に学習に取り組む態度】 省略
- ④ 【思考・判断・表現】 縄文時代の暮らしの様子から、縄文土器の創られた目的を推測し自分の言葉で説明できる。

(イ) 本時の展開

段階(時間)	学習内容	教師の指示・支援	生徒の学習活動	指導上の留意点
準備 導入 (7分)	縄文時代の自然環境や旧石器時代からの変化	前回の内容の確認 →板書 Q. 旧石器時代はどんな時代? ↓ ↓ Q. 縄文時代になって何が変わった?	→ノートの振り返り A. 寒い、氷河期、マンモス ↓ ↓ A. 温暖化 動植物(増加)	教科書記載の縄文時代の「道具」については、触れないでおく。 生徒自身の発想と、実際の道具を後で照らし合わせるため。
展開 (35分)	縄文土器の使われた用途(何のために使われたか)を考える 新たな道具・アイデアは暮らしを変えるためにある 弥生時代に稲作が伝来する なぜ、ドングリではダメ? 暮らしが変わったと言うことは?・・・	当時の自然環境の特徴をとらえさせる(旧石器時代からの変化) →温暖化 →植物の繁茂 ドングリと米の比較 ↓ ↓ 米が勝っているところ ↓ ↓ 米を主食にするというアイデアだったと考える	入れ物・保存容器という回答 ↓ ↓ 調理器具としての機能 味?・栄養?という回答 →食糧の安定供給 →貯蓄可能性 「コト」の発明 暮らしの変化と社会制度等の変化との関連性の回答	ワークシート配布(グループで討議) 「発明」「アイデア」という観点から生徒が脱線しないよう誘導する必要がある。
まとめ (8分)	道具・アイデアが作られるのはそれなりの理由がある 知的財産の概念を理解する	縄文人の暮らしを変える発明と、その発明による変化についてまとめさせる。	生徒の本授業の振り返りと全体まとめ。	・モノ・コトの発明が暮らしを変える(歴史を学ぶ「目」) ・暮らしを変えるようなモノ・コトの発明(知財を学ぶ「目」) 上記、二つの関連性を理解するように誘導する。

図2 現職教員が作成した指導案(奥本泰河氏)

ワークシート設問 ※抜粋	
Q5 あなたが縄文人なら、どんなモノ・コトを発明しますか？	
【困っていること】	【発明品】
もっと楽に獲物をとりたい	ワナ
素早くウサギを仕留めたい	飛び道具（弓矢）
魚を釣る道具がほしい	釣り竿、釣り針
→→ 実際の縄文人はどうだったのだろうか？	
あなたのアイデアと似たものがないか、資料集〇〇頁から探してみよう。	
Q6 あなたが弥生人なら、どんなモノ・コトを発明しますか？	
【困っていること】	【発明品】
敵・争い	武器
	環濠
奪い合い	貯めた「米」を奪われないための発明
→→ じゃあ、その発明を奪われたら？	
Q7 他者に、モノ・コトの発明（アイデア）を奪われる（マネされる）と不利益を被る場合がある。どうした	

図3 現職教員が作成した指導案で使用するワークシート

いている。

このように、各教科科目で無理なく取り入れることができる、学習指導要領と整合性のある箇所について、同様の方法で知財創造教育要素を組み込むことが可能である。なお、総合的な学習(探求)の時間では、教材の工夫でさらに直接的な知財創造教育を実施することができる。

本節で説明した二種類の教員免許状更新講習を各大学に広げることが、初等中等教育機関における知財創造教育定着に資するものとする。

(2) 教育現場における知財入門 (2017年度から開講)

教育学部専門選択科目で、山口大学知的財産センター教員が担当する1単位8コマ各90分の科目である。前述した二種類の教員免許状更新講習の内容を、学部生向けにカスタマイズしたものである。ただし、知財の基礎知識部分は全学部生が初年次必修科目で修得済みであり省いている。ここでも、各教科科目の指導の範囲内で知財創造教育要素を組み込む学習指導案作成演習を課しているが、主な受講生である教育学部2年生は指導案作成の経験がなく演習のハー

ドルとしては若干高くなっている。基本テキストは、3. 1初等中等教育の節で紹介した「未来を創る授業ガイド」である。2019年度までは筆者が担当、2020年度から知財センター陳内秀樹准教授が同じ内容で担当を引き継いでいる。2020年度シラバスはシラバス配信頁⁷⁾から取得できる。2020年度も、引き続き知財創造教育要素を組み込んだ指導案作成演習を行っている。

次頁図4は、教育学部2年生尾木文香氏が作成した小学校体育科指導案である。表現活動としてとらえた場合どの学年の授業でも実施可能で、より適切な学年配置は3, 4年、次にふさわしいのは5, 6年と考える。指導案作成時点で対応する小学校学習指導要領(平成29年3月文部科学省告示)体育科〔第3学年及び第4学年〕の記述は、「1. 目標 ～省略～ F. 表現運動 表現運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。(1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、表したい感じを表現したりリズムに乗ったりして踊ること。ア. 表現では、身近な生活などの題材からその主な特徴を捉え、表したい感じをひと流れの動きで踊ること。イ. リズム

「 体育 」 学習指導案

テーマ「開催！〇〇小学校よさこい祭り」

1 ねらい

よさこいを通して、踊る喜びや、みんなでおなじことに取り組む楽しさを味わう

2 単元名

「開催！〇〇小学校よさこい祭り」(※時間)

3 学習のとらえ方

(1) 生徒観

このクラスの子どもたちにとって、よさこい祭りは地元で開催されるため、非常に身近でイメージも湧きやすい。実際によさこいチームに参加し踊ったことのある児童も複数いる。しかし、踊ったことはあっても自分たちで振り付けを考えたことはない。また、よさこい祭りで踊られるよさこいはアレンジのきいたものが多く児童のほとんどは「正調」と呼ばれるよさこいを踊ったことがない、あるいは知らない。

(2) 教材観

よさこい祭りは高知の夏の風物詩と言えるほどの一大イベントであり、地元の子どもたちにとっても非常に身近なものである。そしてよさこい祭りは「正調」と呼ばれるベーシックな踊りを持ちつつ、曲や振り付けを自由にアレンジして良いというルールによって発展してきた祭りである。その自由度の高さは創作ダンスに向いていると考える。自分たちでつくったよさこいを踊ることで郷土愛を高めることができる、地域の良さを活かした地元ならではの教材である。

(3) 知財創造教育としての教材観

- 1、よさこいの振り付けを考えること
- 2、考えた振り付けは自分たちの著作物であること
- 3、教材であるよさこい自体が非常に創造性の高いものであること

4 学習計画

まずは、児童を共によさこいの中でも「正調」と呼ばれる一番オーソドックスな振り付けのものを踊る。曲も正調のよさこい節を用いる。よさこい祭りの原点ともいえる「正調」のよさこいを踊った後で、よさこいの歴史や祭りのルールを一通りさらう。振り付けを作る前には実際のよさこい祭りの動画を視聴し、よさこいをアレンジすることのイメージを十分に膨らませた後、グループに分かれてよさこいの振り付けを考える。よさこい節1フレーズ分の振り付けを考える。祭り同様、必ず鳴子を用いる。曲に関しては本来の祭りではアレンジ自由だが時間の関係もあり、授業では「正調」のものを用いる。

5 学習指導

	学習活動 および 学習内容	教師の支援 および 備考
導入	正調よさこいを児童と視聴し、実際に踊る	ダンスが苦手な児童も楽しめるよう、動きを言葉で伝える。多少違っていても、楽しむことが大切だということを伝える
展開	①児童の知っているよさこいとの違いを尋ねる ②よさこいの歴史やよさこい祭りのルールを軽くさらう ③よさこい祭りの動画の視聴 ④グループに分かれて振り付けを考える(一つのグループ5~7名)	よさこいは「正調」にアレンジを加えることで今のように全国から人が集まるような祭りになったこと、「正調」も大切にしつつ発展していることを伝える 視聴した動画や「正調」の振り付けは真似をしたり、参考にして良いことを伝える(ただし、丸パクリはダメ)。ルールは、最低1か所は自分たちで考えた振りを入れること。
まとめ	「〇〇小学校よさこい祭り」を開き、グループごとに踊る。	踊りの前後には必ず拍手をする、いいところや良かったところを見るなど雰囲気の良いルールをつくる。 どのチームの振り付けもすばらしいものであり、大切にすべきものであることを伝える

<参考資料>

正調よさこい練習動画(振り付け) <https://www.youtube.com/watch?v=0r0mrQAuOHU>
ほにや(正調よさこい鳴子踊り) <https://www.youtube.com/watch?v=wwbOfvUtzsQ>
2019 ほにやよさこい <https://www.youtube.com/watch?v=wFS7cdo7-EI> よさこい節 2:37~
十人十彩 2019 よさこい全国大会 <https://www.youtube.com/watch?v=kei2BiMzL5s> よさこい節 1:12~
とらっくよさこい(ちふれ) 2019 よさこい全国大会
<https://www.youtube.com/watch?v=hVeQnhAUJKo> よさこい節 0:20~
※よさこいは曲の編曲は自由だが、曲のどこかに必ず「よさこい節」のメロディーを入れるというルールがある

図4 学生が作成した指導案(教育学部2年生尾木文香氏)

ダンスでは、軽快なリズムに乗って全身で踊ること。(2) 自己の能力に適した課題を見付け、題材やリズムの特徴を捉えた踊り方や交流の仕方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。」となっている。

正調よさこいのダンス、「よさこい」として扱われるための条件、部分的な表現のマネが一定のルール(契約)で認められていること、丸パクリはできないこと等を学んだ後に、自分たちで独自表現を考えて全身で踊る指導の流れとなっており、この部分は学習指導要領体育科の記述そのものである。踊りの創作的な振り付けが著作物となり得ることについて、授業実施学年や児童の発達・学習段階を勘案しながら、独自の振り付けに価値があることを感覚的に理解させる指導に止めるか、著作権という言葉まで含めた指導をするのか教員が判断することになる。

なお、他の受講学生も「未来を創る授業ガイド」や担当教員の講義内容を参考に指導案を作成している。

3. 3 高等教育

大学では、従来から法学部・法学研究科等で各種の知的財産法授業が行われ、経営系学部・研究科や技術経営系専門職大学院でも同様の取り組みがされてきた。これらについても、特許法授業で特許発明の技術的範囲を実際の権利を題材にどこまで踏み込んで教えるべきか、技術契約交渉と契約書作成をどこまで実践的に教えるのか等々、担当教員が悩むところである。限られた授業時間の中で、法解釈・理論と実践法務を教える時間の配分など、授業改善(FD)の取り組みとして従来から議論されており、本稿ではこれら知的財産に関する伝統的な授業に関する説明は割愛する。

Society5.0社会の到来で新たな価値デザインが重要視される現況を考えると、知的財産の知識とスキル獲得は価値デザイン社会に向けた普

遍的な社会人基礎力を担保するものである。例えば、起業まで視野に入れた課題解決型学習(PBL)で、独自ドメインを獲得したケースがある。特定分野のコンテンツユーザーの声を世界から収集して権利者に渡すビジネスモデルを構築する場合、独自ドメインでアンケート収集用HPを用意することが望ましい。ある学生が、ユーザーの声を聞くのだからvoice.comでドメインを取得しようと提案する。実際に検索すると、既にvoice.comは米国企業が取得していることが判明する。一方で、voice.netやvoice.infoのドメインは取得可能である。その際、PBLメンバーの学生は、当該米国企業の事業内容や事業エリアそして素性を調査した上で、将来自分たちのプロジェクトが起業したことを想定してvoice.netあるいはvoice.infoで運用するリスクを検討しなければならない。次に、一定程度のリスクがあると判断した場合、そもそもvoiceは使わないかvoiceの前後に文字を付け加えることを検討し、最終的にvoicebythefan.comを取得した事例がある。その他、PBLパートナーである地元企業のブランディングで商標検索を行った上で商標として登録可能性の高い商標群を提案した例もある。これらは、事業活動における些末な要素技術(スキル)ではあるが、新たな価値デザインを行う際には、これら点状の知財リスクを回避する技術を磨く必要がある。場合によっては、要素技術が技術標準のこともあれば、GDPR(EU一般データ保護規則)のこともあるだろう。現状では、大学知財創造教育全般を扱う授業開設も道半ばで、そこから発展する価値デザイン構想力の教育はこれからであり、このままでは価値デザイン社会も机上の空論となる可能性がある。これは、社会人基礎力としての普遍的な知財(創造)教育の延長線上にある普遍教育であり、法学部等で実施する知財法教育とは質の異なる教育と考える。

筆者は、在籍した高等教育機関で、このよう

な教養（入門的実務を含む）としての知的財産教育（知財創造教育）及びその次の段階に位置する教育の構築と運用に関わってきた。ここでは、山口大学と2020年度に移籍した帝京大学における取り組みを紹介する。前者の事例は、全学生必修のリテラシーレベル知財創造教育から次段階の知財創造教育まで体系的に見直しを行った事例である。大学経営陣が戦略的にゼロベースから一気に知財創造教育の体系化を行ったものであり、経営層が知財創造教育体系化を主導できる場合に有効だ。後者の事例は、共通教育センターに所属する教員が短期間に一人で対応する場合、あるいは学内に広める前段階のケースとして手がけた事例として意義がある。

3. 4 高等教育の具体例（山口大学）

山口大学は、1997年の社会人知財特別コース開設をきっかけに少しずつ知財創造教育を構築した。現在では、全学部初年時とほぼすべての大学院用にリテラシーレベルの知的財産全学生必修科目を開設している（図5）。

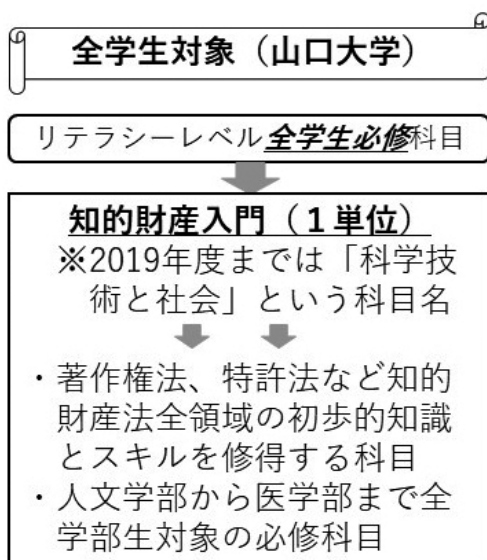


図5 知財リテラシーレベル全学生必修科目

そして、全学生がこの必修科目を受講してい

ることを前提に、次の学習段階として知財発展選択科目（図6）を教養教育科目（共通展開科目）枠で設定している。専門教育レベルの知財科目であっても、教養教育枠に当てはめることで展開段階の選択科目をどの学部からも受講可能にしたものである。

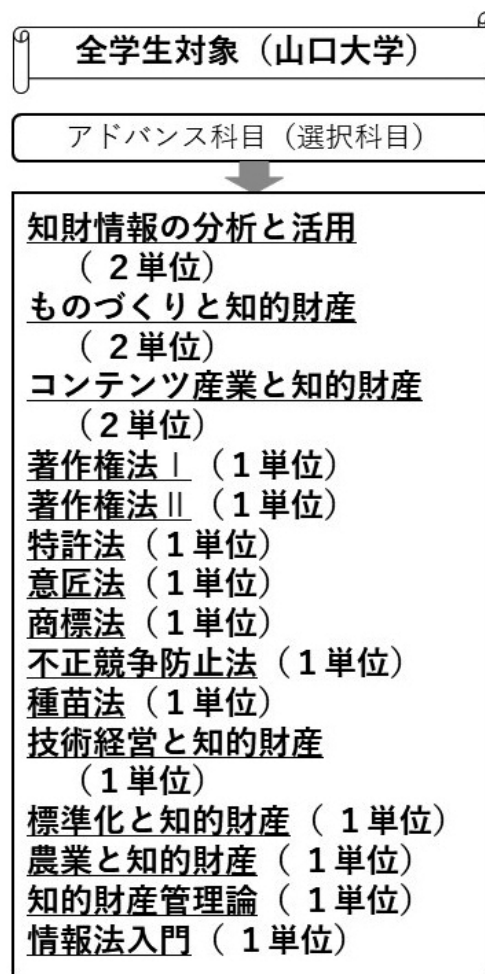


図6 知財発展選択科目

これらの学部教養教育枠で実施する知財科目を使って、社会人対象の「職業実践力育成プログラム」(BP)も提供している。知的財産教育を受ける機会がなかった社会人を対象に、日々の企業活動や暮らしの中で必要な知的財産の知識とスキルを身につけていただき、企業で知的財産を活用したビジネス展開を担う人材育成を目指した講座である。ものづくり知財コース8

単位と、コンテンツ知財コース8単位のコースがあり、いずれも文部科学大臣が認定するコースとして修了者に履修証明書を交付している⁸⁾。

これら知財科目群の内容、2015年度に新規開設した国際総合科学部の知財科目体系、具体的な授業教材は既報⁹⁾を参照していただきたい。これらの授業は、運営を進めながら毎年少しずつ内容改善と新規科目を充実させており、2020年度の主要テーマは英語による開講科目の拡充と「知的財産管理論1単位(筆者担当オンデマンド授業科目)」の新設である。後者は、技術契約を含む知財契約書作成や契約交渉、特許発明の技術的範囲解釈演習、知財訴訟対応等の、実務に近い法務をその内容としている。図7は、ライセンス料率計算演習で学生が作成したワークシートである。

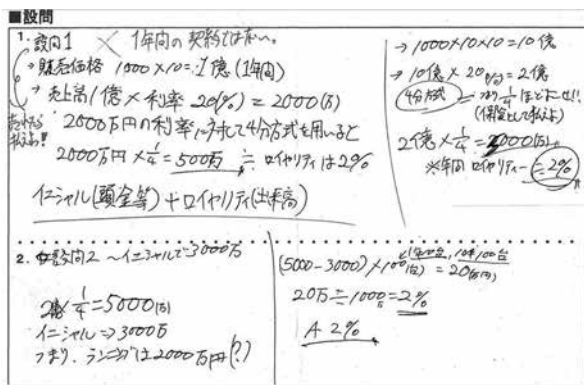


図7 ライセンス料率計算演習

大学内で知財創造教育体系を構築・運用する場合、授業担当者や教材制作の人的あるいは予算的制約、既存カリキュラムとの整合性確保(科目整理)、実務部門である産学連携部局と教育担当部局間の連携確保、知識獲得から実践までを見通した一貫通貫の教育手法開発を同時並行で進める必要がある。山口大学では、知財センター内に知財実務部門と知財教育部門の二部門を設置し知財教育専任の教員も配置した。併せて、教養教育を所管する部局との緩やかな取り

決めで、知財(創造)教育科目の担当は知財センターの知財教育部門が責任部局となり、カリキュラムの運用自体は教養教育を所管する部局が担うという他大学にはないモデルを採用している。知財センター教育部門が、知財(創造)に特化した全学教育担当の責任部局として機能しており、社会変化に迅速に対応して教育改善を実現するモデルと捉えることができる。この教育部門には、産業財産権の専門家、美術著作権、コンピュータ著作権、音楽著作権、e-learning権利処理、農業分野の知財戦略、大学教育実践研究等に従事する教員を集め、判例研究に偏らず初歩的な実務能力獲得を含む知財創造教育の開発を進めている。

文部科学省には大学教職員の組織的な研修等の実施機関を共同利用拠点として大臣認定をする制度がある。山口大学知的財産センターは、これまでの実践をベースに「知的財産教育研究共同利用拠点(2015年7月30日~2023年3月31日)」として認定を受け、知財創造教育手法開発、教材開発、教員研修(FD)、職員研修(SD)、初等中等教育機関まで含めた普及活動を進めている¹⁰⁾。本拠点では、単発の知財創造教育FD・SDセミナー以外に、業務委託契約の方法で、他大学の知財科目を担当しつつ次年度以降に知財科目を担当する相手先大学教員に、OJTによるFD支援も手がけている。また、検索後の特許公報の中身をCSV形式でまとめて取得する完全自主開発の教育用特許検索システム・学部初年時知財創造教育のスライド等の教材貸与、著作権や標準化のビデオ教材等の貸与など、他大学が知財創造教育を実施する際に必要な資料を知財創造教育担当者に渡している。その他、初等中等教育機関に対する知財創造教育支援も行い、その際に取得したノウハウを教職志望者対象の知財創造教育で活用している。2019年度は、知財創造教育拠点が提供するFDとSDの利用実績は合計15,962人であった。

3. 5 高等教育の具体例（帝京大学）

筆者は、2020年度から帝京大学八王子キャンパス共通教育センターで活動している。八王子キャンパスだけでも学部1学年学生数が3,500人程度であり、大規模大学で知財創造教育をどのように進めるか模索中である。その意味で、一人の教員が法学部知財法科目以外で、知財創造教育を立ち上げる際の初期段階事例として参考になるかもしれない。図8は2021年度筆者担当予定科目（全て選択科目）である。

点線で囲んだ「社会情報論Ⅰ」は2021年度から新設する科目で文系学生のためのデータサイエンスリテラシーレベルの内容を扱うものである。八王子キャンパスの教養教育系必修科目は数科目のみで、それらについても担当教員や学生の所属学部により授業内容が異なり、例えば「法学Ⅰ」の授業内容は担当教員により様々である。山口大学のように、学部初年次教育は原則として全て必修科目（1単位30科目）に割り

当て、同一科目は全て同じ内容として、初年次終了時に学部教育を受ける基礎力を全学生が等しく獲得可能とする体制ではない。従って、最初にすべきことは知財創造教育の雛形科目として提案する実例作りであり2021年度まではこの方針を進めることを予定している。

図8上部が、リテラシーレベル知財創造教育科目で、「法学Ⅰ」は山口大学の知的財産入門必修科目と同じ内容である。授業時間数が2単位で倍になっているため、演習の事例を追加するとともに記憶すべき知識項目についてもワークシートを使って復習する時間を設定している。木村担当のいずれの授業も、LMS経由で毎時間の宿題とワークシートの提出を課して成績評価に組み込んでいる。これら授業時提出物の成績評価比率は65%であり、最終試験あるいは最終提出物の35%より高い。学年末に一時的に努力しても合格評価に到達しない仕掛けである。「法学Ⅱ」は、木村担当の法学Ⅰ履修学生を想定しているが、選択科目のため実際に木村

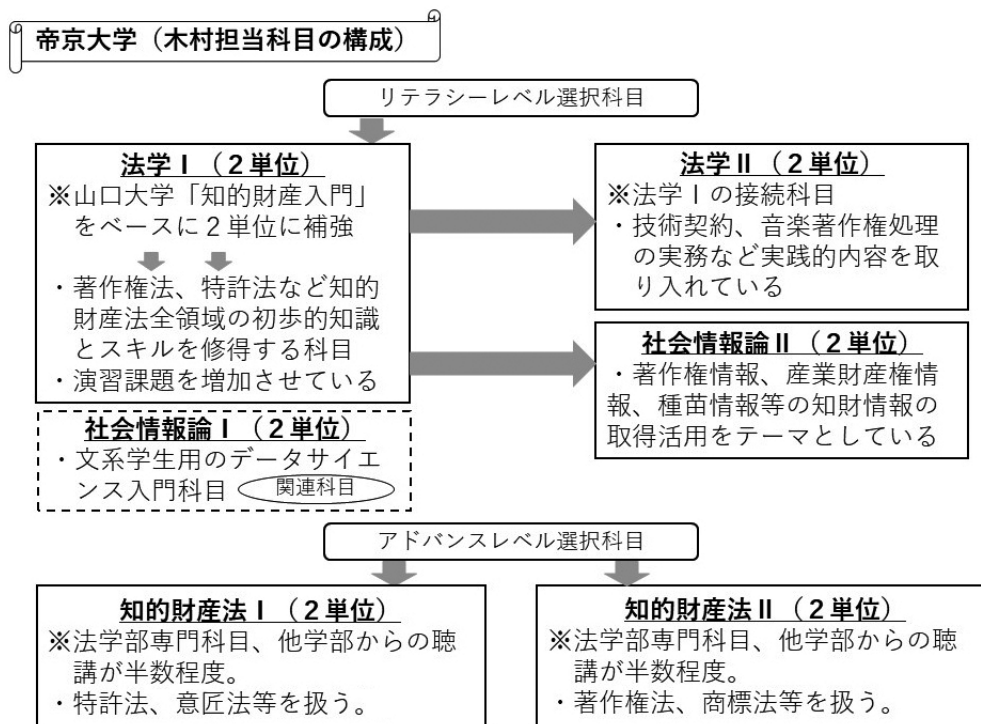


図8 帝京大学における木村担当授業

の法学Ⅰを修得済みであるか保証はない。この科目では、最初の時間に写真やデザイン等のコンペ応募規約を学生に取得させ、その中で規約内容の詳細な確認と権利関係処理がどのように規定されているかを議論させている。議論に際しては、主催者の意図、懸賞金の多寡、作品の使われ方、想定される応募者の属性等々、判断時に変数として機能する要素を全てリストアップさせている。そして、それらの変数を組み合わせ、自身が調べたコンペ応募規約の最適解を作成するところまでを宿題としている。このように、身の回りにある知財課題を、法学Ⅰで学んだ知識を使って検討することが法学Ⅱの内容である。

さらに、音楽著作権を含む知財情報の取得や音楽著作権処理の初歩的な実務、技術契約交渉と契約書作成も扱っている。ありがたいことに、最近の学生は知的財産に関してそれなりの探究心を持っており、授業時の質問で「鬼滅の刃」のテーマ曲を歌っているLiSAさんの収益はどのようになっているのか？ ある大手書店の運営会社が取得した店舗デザインの意匠権は具体的にはどうなのか？というタイムリーな問いかけが数多く出てくる。後者の場合、運営会社の広報部門がマスコミに説明した内容（実店舗写真等）を多くのマスコミがそのまま記事にしているが、意匠公報を読むと報道された内容と権利範囲が微妙に異なる記事も散見される。もちろん、広報部門は意匠公報も含めたマスコミ発表をしたものと推測しており、もしそうであれば記者側に意匠権の解釈スキルが備わっていなかったのではないかと考えている。この授業の少し後に、旧財閥系建築設計会社が病室配置に関する意匠登録のマスコミ発表をしている。こちらの方は、会社としての空間設計への思いも含めた広報がされている。知財の知識は、実際に応用して初めて価値が認められるものであり、授業でもしつこく事例応用演習を組み込ん

でいる。その場合には、ネット上で取得できる知財情報を使って客観的かつ合理的な判断に持ち込む学習が必要であり、社会情報論Ⅱはその部分を補強する科目である。

なお、実務では知的財産法でカバーできない事象を契約で整理する、十分な立法事実が存在する場合は数年後をめどに法改正を目指す等のビジネス感覚も必要である。新規ビジネスは、このような法律の隙間に落ち込んでいるところから生まれることも多い。法学Ⅰでは、初音ミクのソフトを授業ネタに、サンプリング音源を提供した声優さんから始まり、このソフトを利用した楽曲を公開するまでの局面に関わった者を全てリストアップすること。そして、著作権法でカバーできる箇所、契約で整理する箇所、別の収益や何らかの利益で代替されるため何もしなくてもよい箇所等を検討させる演習課題を使っている。2020年度法学Ⅰでは、「この踊り方、売れますか？」という見出しの新聞記事¹¹⁾を使った授業も行った。AIが踊りの動きを正確に分析し、著作権として登録することから始まるビジネスモデルなどいくつかの事例紹介記事である。筆者のように、法律屋の凝り固まった頭で考えると、瞬間的に、著作権の登録？振り付けの著作権は認められる可能性があるにしても多くの著作権を集約したビジネスモデルになり得るのか？と感じる記事である。しかしながら、学生と記事を詳細に読み込むと、個人あるいは小規模のダンス集団が保有する振り付けの価値をAIで合理的に価値化するモデルがあり得ることを示唆しており、価値デザイン社会で法律の境界線と新たな仕組み作りの重要性を教える良い機会であった。

これらの共通教育科目を受講した後に、興味を持った学生が法学部専門科目の「知的財産法Ⅰ」「知的財産法Ⅱ」を選択するようにしている。なお、2020年度木村担当の法学部専門科目では、法学部生と他学部生の割合はほぼ半々であった。

2021年度の実践でこれらの科目開発をさらに進め、その後、知財科目の受講生拡大の仕組み作りを提案する予定である。

4. おわりに

今回、筆者が関わってきた教育活動の中から、知財創造教育を推進し価値デザイン社会で活躍する人材育成を進める留意点と手法を紹介した。内閣府知的財産戦略推進事務局が、経年的に策定する知的財産推進計画で知財人材育成の方向性は示されており、各省庁そして社会の各組織で具体的に着手すべき段階にある。その際、学校教育においては初等中等そして高等教育を担う教育機関の活動目的やその法的な根拠に沿って知財創造教育を行うことが肝要である。例えば、外部組織が初等中等教育機関で知財創造教育の支援を行う場合、できるだけ学習指導要領に合致した指導となるよう配慮することが望ましい。整合性を取った指導事例を「未来を創る授業ガイド」で示した。現在、内閣府知的財産戦略推進事務局で新しい学習指導要領に基づいて作成された検定教科書で、「知的財産」に関連する記述がある箇所をリストアップする作業を行っている。企業等が、社会貢献活動で知財創造教育への支援を行うときには、この授業ガイド、そして検定教科書で記述がある箇所をターゲットに教育内容を組み立てると、学校が受け入れやすくなるを考える。そのような箇所用に、企業が持つ技術やコンテンツ紹介を兼ねた5分程度の教材動画を作成して担当教員に提供する、あるいは、実際に担当教員と共同で授業に参加するなど、いろいろな工夫があるだろう。

大学教育については、学部等で実施した知財創造教育ができる教員養成科目の紹介、そして全学生必修の知財創造教育リテラシー科目等の内容を説明した。山口大学の事例は、大学経営層が大学の経営戦略として手がけ、いろいろな

好条件も重なって体系化されたものであるが、経営層の考え方一つで知財創造教育の体系化ができることの実証でもある。帝京大学の説明は、一教員が赴任初年度で手がけた例である。これらの取り組みが全て理想的な内容であるとは考えていないが、少なくとも実例を創った意義はあるだろう。山口大学の知財教育共同利用拠点に関わっている教員、そして筆者としては、知財創造教育を手がけたいと考えている方と本音の意見交換をしながら今後も普及活動を進めたいと考えている。

注 記

- 1) 知的財産推進計画2020 (本文)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20200527.pdf>
- 2) 中央教育審議会答申 (平成28年12月21日)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」1頁
- 3) 平成30年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書…報告書全体
https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_05_zentai.pdf
未来を創る授業ガイド (国立国会図書館デジタルコレクションからのダウンロード)
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11515225>
- 4) 小学校学習指導要領平成29年3月告示
https://www.mext.go.jp/content/1413522_001.pdf
- 5) 詳細に検討すると、授業参加により、掲示等も含めて授業内の教員の指示を受諾した等の論理構成もあるが、ここでは基本的な論理構成のみで検討する。
- 6) 2020年度の講習題名は「子どもの創造性を促す知財創造教育指導案・教材作成」とした。
- 7) シラバス配信ページ
<https://www.kim-lab.info/domescon/syllabus/syllabus.html>
- 8) 山口大学知財教育履修証明プログラム
<https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/>

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

page_id=2466

- 9) 木村友久, 法律のひろば2020年12月号, Vol.73/
No.12, pp.51~60 (2020)
- 10) 山口大学知財創造教育拠点
[https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?
page_id=2350](https://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/chizai/?page_id=2350)

- 11) 日本経済新聞2020年6月24日朝刊15頁
記事タイトル「この踊り方, 売れますか？」
(URL参照日は全て2021年2月21日)

(原稿受領日 2021年2月20日)

